

本公募は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務です。当初予算が成立しなかった場合、事業内容の変更や契約を締結しない可能性がありますのであらかじめご了承ください。

## 1 業務の概要

(1) 件名

小金井市産業振興プラン策定支援委託

(2) 業務の目的

令和4年3月に策定した小金井市産業振興プランにおける施策やその効果を検証し、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とした新たな計画を策定し、今後の産業振興施策の方向性を定めることを目的とします。

(3) 業務の内容

別紙仕様書（案）のとおり

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額（見積限度額）

6,620千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※予算額（見積限度額）を超えた提案は無効とします。

(6) 支払方法

業務完了後一括払い

## 2 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「小金井市産業振興プラン策定支援委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

## 4 契約相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定されたものと交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者としてします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。
- (6) 平成28年度から令和5年度までにおいて、小金井市又は他官公庁の産業振興又は地方創生分野の計画策定に関する同種の履行完了実績があること。

## 6 プロポーザル日程について

番号	内容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和7年2月27日（木）から 令和7年3月10日（月）まで
2	参加希望申請書等の提出期限	令和7年3月10日（月）
3	資格審査の結果通知発送	令和7年3月12日（水）
4	質問書の提出期限	令和7年3月18日（火）
5	質問書に対する回答	令和7年3月21日（金）
6	企画提案書等の提出期限	令和7年3月28日（金）
7	一次審査（書類審査）	令和7年4月9日（水）
8	一次審査の結果通知発送	令和7年4月11日（金）
9	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年4月18日（金）
10	二次審査の結果通知発送	令和7年4月22日（火）
11	契約締結	令和7年5月下旬

## 7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

- (1) 配布場所

「15 問合せ先」のとおり

※ 小金井市ホームページ（<https://www.city.koganei.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

- (2) 配布期間

令和7年2月27日（木）から令和7年3月10日（月）午後5時まで

（「15 問合せ先」での配布は、土・日及び平日の正午から午後1時を除く）

## 8 参加資格確認書類の提出

### (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
2	会社概要及び類似業務実績	1部

### (2) 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時必着

（土・日及び平日の正午から午後1時を除く）

### (3) 提出方法

必要事項を記入し、配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）又は直接経済課窓口へ持参してください。

※ 提出期限までに参加希望申請書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなします。

### (4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

### (5) 資格要件の確認

提出資料を基に参加資格の確認を行い、令和7年3月12日（水）までに結果を申込者へ発送します。

## 9 質疑と回答

### (1) 提出書類

質問書（様式3）

### (2) 提出期限

令和7年3月18日（火）午後5時必着

### (3) 提出方法

電子メール、郵送又は持参。

なお、電子メール場合は、送信後「15 問合せ先」に電話で着信確認をお願いします。郵送の場合は配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）をお願いします。また、配達通信及び郵送事故については、市はいかなる責任も負わないものとします。

### (4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

### (5) 質問回答

令和7年3月21日（金）（予定）に市ホームページに掲載します（個別回答は行いません。）。

## 10 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

提出書類の名称	規格	提出部数
企画提案書 (任意様式)	A 4 縦、横書き、文字の大きさ 10 ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）、明朝体、両面印刷	6 部（記名 1 部、無記名 5 部）
見積書 (任意様式)	A 4 縦、横書き、明朝体、税抜金額及び税込金額を両方表示	6 部（記名 1 部、無記名 5 部）
業務実施体制及び業務責任者実績書 (様式 4)	A 4 縦、明朝体	6 部（記名 1 部、無記名 5 部）

※ 企画提案書等は上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易な A 4 ファイルで提出してください。

なお、無記名分においては、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除した上で、副本として整えて下さい。

(2) 提出期限

令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法

配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）又は直接経済課窓口へ持参してください。

(4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

## 11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 業務の視点について（事業目的、業務内容）
- (2) 業務の実施方法について（人員体制、本業務従事予定者の経歴・類似業務実績）
- (3) 業務フロー及び業務スケジュール
- (4) 仕様書（案）に基づく提案者の業務手法及び優位性（独自の提案等）

## 12 プロポーザル審査方法

(1) 審査基準

別紙審査基準のとおり

(2) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位 3 事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が 3 者以下であった場合は、一次審査は行わないものとし、二次審査において、一次審査の項目を二次審査の項目と合わせて審査することとします。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

② 審査は、非公開とします。

- ③ プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法は次のとおりです。
- ア 一人につき準備10分以内、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とします。
  - イ 提出した提案書等に基づきプレゼンテーションを行ってください。
  - ウ 出席者は、3人以内とします。なお、業務責任者は必ず出席してください。
  - エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は失格とします。ただし、公共交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに「15問合せ先」に連絡してください。
  - オ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するスクリーン及びプロジェクター（有線又はUSB接続）の使用が可能です。ただし、ノートパソコン等その他の機器は持参してください。

### 13 審査結果

- (1) 一次審査の結果は、令和7年4月11日（金）に、参加希望申請書を提出した全者に郵送で通知します。
- (2) 二次審査の結果は、令和7年4月22日（火）に、二次審査に参加した全者に郵送で通知します。
- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

### 14 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
  - ① 提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該提出資料を無効とします。
    - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
    - イ 虚偽の内容が記載されているもの
    - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
    - エ その他、設定した条件を満たしていない場合
  - ② 提出資料は、返却しません。
  - ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提出資料の内容を無償で使用できるものとします。提出資料は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。
  - ④ 提出資料は小金井市情報公開条例に基づく公開対象ですが、候補者決定前に、参加者数、参加者名その他の参加者に関する情報については公開、提供しないこととします。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出して下さい。

- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合もしくは仕様書の調整がまとまらない場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加して下さい。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

## 15 問合せ先

小金井市市民部経済課産業振興係

住 所：〒184-8504 東京都小金井市前原町3丁目41番15号

（小金井市役所第二庁舎4階）

電 話：042-387-9831

FAX：042-386-2609

E-mail：s030399@koganei-shi.jp